

文部科学省科学研究費補助金新学術領域研究「法と人間科学」

# NEWS LETTER

vol. 5

March, 2014

#### イベントレポート

•••1
2
3
•••∠
5
6



文部科学省科学研究費補助金 **新学術領域研究「法と人間科学」** 

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科 新学術領域研究・法と人間科学 総括班 tel/fax:011-706-3912 email: lahs@let.hokudai.ac.jp http://law-human.let.hokudai.ac.jp/

2014年3月発行

# レポート

### 裁判員制度への取り組み

裁判員制度が施行され、約5年が経とうとしています。この間、法学者、心理学者、また多くの実務家が、裁判員制 度で考慮すべき点を指摘して研究を行ってきました。ここでは、本領域が実施した裁判員裁判に関連するイベントを紹介

#### 2013 年度

### 模擬裁判の開催レポート 1 (全2回)

2014年3月2日(日) 13:00~17:00、慶應義塾大学の三田キャンパスにおいて模擬裁判を開催しました。参加者は、 一般から公募した模擬裁判員が約100名(17評議体)で、さらに裁判官役を勤めていただいた弁護士、一般参加者、スタッ フや関連研究者など合わせておよそ 180 名ほどが来場しました。

新学術領域研究「法と人間科学」が毎年行う模擬裁判は 3 回目となります。今回は、計画研究班の代表者である慶應義 塾大学の伊東教授と成城大学の指宿教授が陣頭指揮を執り、公募研究班代表者である千葉大学の佐伯准教授など若手研究 者の力を集結させた、心理学、法学、法社会学の協働の上に計画実施されました。

模擬裁判では、まず、ある「放火・殺人・殺人未遂事件」についての模擬裁判ビデオを視聴しました。ビデオは京都弁 護士会監修で制作されたものを使用させていただきました。ビデオ視聴後、17の評議体に割り当てられた参加者は、別会 場にて評議を行い、この間、評議体以外の来場者は、慶應義塾大学・客員教授(元裁判官)の原田國男先生のご講演「裁 判員裁判における量刑傾向:見えてきた新しい姿」を聞きました。評議終了後は、評議参加者もメイン会場に戻り、全評

議体の評決が裁判官役である弁護士などの専門家から報告されました。これについ て、活発な質疑が交わされ、実務家や研究者のみならず、一般の方々の裁判員制度 への関心の高さがうかがわれました。

模擬裁判終了後には、評決に関する報告会が別途もうけられ、裁判官役の先生達 や評議記録を行った院生スタッフ、「法と人間科学」メンバーが参加し、評議体毎の 議論の様子や特徴が具体的に報告され、その多様性が明らかになりました。次号では、 企画者である伊東教授の具体的なレポートをお届けします。(文責:「法と人間科学・ 支援室 高橋)



### 日本心理学会公開シンポジウムレポート(法と人間科学共催)

2013年6月8日(学習院大学)と11月9日(同志社大学)の2回に亘り、掲題のシンポジウムが開催されました(主催: 日本心理学会、共催:日本学術会議心理学・教育学委員会「法と心理学分科会」「社会のための心理学分科会」・科学研究 費補助金 新学術領域研究「法と人間科学」)。話題提供者として参加された、名古屋大学大学院の唐沢穣教授にレポート していただきました。

### 「裁判員制度をめぐる心理学的諸問題 **−何が課題か、どう対処するか− 」の印象記**



名古屋大学大学院・教授 唐沢 穣

東京・京都の両会場ともに多数の来場があり、この問題に対する一般市民の方々の関心の高さを改めて認識しました。 私は「裁判員の判断と社会心理学的要因の影響」という演題で、主に心理学的な基礎研究の知見をもとにこの制度につ いて考えるべき問題点を指摘しました。これとは対照的に、大阪地裁で裁判長のご経験をお持ちの同志社大学・杉田宗 久先生によるご講演は、具体例に基づいた素晴らしいものでした。この制度が、よく批判されるような問題点を含んで いるものの、実際にはよく機能している点も多数あることが紹介され、大いに勇気づけられる思いがしました。(ただ大 変残念なことに、11 月開催時は杉田先生が急病のためご欠席、仲真紀子先生が急遽ピンチヒッターを務められました。) 指定討論者の外山みどり先生(社会心理学)、松宮孝明先生(刑事法学)からも広い視野から多角的なコメントが多く出 され、全般にバランスのとれた有意義な企画になったと思います。来場者数はもちろん共催組織の多さからも、この問 題に対して学際的に迫ることへの期待が感じられ、「法と人間科学」の取り組みがもつ重要性をいっそう強く感じました。



## 東京法と心理研究会の始動

伊東裕司教授(慶應大学・文学部)と指宿信教授(成城大学・法学部)の呼びかけにより、11月9日(土)に東京の 日本教育会館・第5会議室において、第1回東京法と心理研究会が開催されました。参加者は約30名でした。この研 究会は、東京圏における法と心理学分野の研鑽の場として発足したものです。進行は発起人の一人でもある指宿教授が 行い、まず始めに代表者の伊東教授より挨拶があり、研究会発足の経緯と趣旨および展望について以下のような説明が ありました。① 開催は年に 5、6 回とし (その内 2 回程を大規模な研究会)、② 小規模な研究会では、研究アイディアレ ベルも含めてフランクに討議できる場とすること、③ 法学と心理学が協働して、裁判員裁判制度へ有益な研究結果を発 信する場として活用することを目標とすること、さらに、この研究会が、研究者同士の議論交流のみならず、若手研究 者の積極的な活動を促す育成の場であること、が紹介されました。

引き続き、石塚伸一教授(龍谷大学・法学部)による基調講演「心理学者のための刑法原論~刑法理論と心理学の接点」で、 近代の罪と罰の更正から現代の法に照らした法理論が紹介され、心理学者から法に対する素朴な疑問から専門研究上の

具体的な質問まで、幅広く、内容の濃い活発な議論が交わされました。後半は、佐 伯昌彦 准教授(千葉大学・法経学部)と綿村英一郎 研究員(慶應義塾大学・文学部) の進行により、博士後期課程の学生3名が研究成果を報告しました。具体的な内容 は下記のレポートをご覧下さい。

全体を通して、専門領域を超えた多岐に亘る活発な議論が繰り広げられ、幸先の 良い皮切りであり、これからの研究会の活動がより発展することを十分予期させる ものとなりました。(文責:「法と人間科学・支援室」高橋)



登壇者のレポート登壇した若手研究者の報告内容と感想を当日の報告順にご紹介します。



#### 福島 由衣さん 日本大学大学院 文学研究科 博士後期課程

「面接者の持つ情報が目撃者に及ぼす影響の検討」という題目で報告させていただきました。目撃者が行っ たラインナップ識別を肯定するフィードバック(例えば、「いいでしょう、容疑者をあてましたね」)を返 すと、確信度を高めるだけでなく、目撃記憶全体を補強してしまう現象である識別後フィードバック効果

に焦点を当て、この効果に関わる研究紹介と実験の報告をさせて頂きました。法学と心理学両方の専門家の方々よりご意 見を頂く機会があり、自身の研究のあり方を見つめ直す良い機会となったように思います。異なる分野から常に新しい視 点を得られることが学際的な研究分野の面白味でもあり、意義であると感じました。



#### 淑徳大学大学院 総合福祉研究科 博士後期課程 渡辺 由希さん

「証言生成のコミュニケーションにおける応答者の役割―知的障碍を持つ応答者の検討―」という題目で 報告させていただきました。本報告では、取調室における尋問者と応答者のコミュニケーションについて、 知的障碍者が応答者となった事例を用いたコミュニケーション分析の結果を報告しました。分析の結果か

ら、証言のコミュニケーションにおいては「問い→応答」の影響関係だけでなく、「応答→次の問い」の影響関係の存在 が明らかとなりました。その後、法学の専門家の方からデータ収集の時期について、ならびに心理学の専門家の方から分 析結果の解釈について、非常に有益なアドバイスをいただきました。本研究会での議論を踏まえ、今後は現場に有益な知 見を提供したいと考えています。



#### 暮井 真絵子さん 成城大学大学院 法学研究科 博士課程後期

「訴訟能力の判断基準・判断方法の再検討」という題目で報告させていただきました。日本の刑事手続に おいて、本来訴訟能力がないと判断されるべき被告人が公判を受けている場合や、その判断が長期化する 場合が存在するとの視点から、米国で提唱されている、被告人の自律性の尊重、訴訟能力判断に要するコ

スト負担の回避等を目的とした治療的司法観を前提とする訴訟能力論から示唆を得て、日本における訴訟能力のより適切 な判断基準・方法の展望を試みました。法学の見地からは、訴訟能力論の位置付け及び治療的司法との関連性等について、 心理学の見地からは、治療概念の意義や訴訟能力の回復可能性、当該理論が対象とし得る被告人の実数等について、貴重 なご指摘・ご質問を頂きました。



## 目撃証言心理学専門家養成セミナー を実施して

#### 日本大学・文理学部 教授 厳島 行雄

平成 25 年 9 月 22~24 日の 3 日間、目撃証言心理学の専門家を目指す入門セミナーを実施しました。これは、目撃供述や識別が問題となるような事件で、その供述や識別の信用性評価をできる専門家を養成しようとの目的で実施したものです。参加者は、受講生15 名、講師 6 名、サポートスタッフ 5 名の総勢 26 名でした。参加者は大学院博士後期課程に在学中の方、もしくは研究職に就かれている方でした。講師は法律では今村核弁護士に実務の視点からの目撃供述についてお願いし、あとは目撃証言心理学の専門家(伊東裕司、仲真紀子、原聰、北神慎司、厳島行雄:敬称略)で実施しました。

初日はお昼からのスタートで、まず、厳島が実際の事件における目撃証言と鑑定方法ということで、一般の心理学者が目にすることがほとんどない、捜査段階の諸資料について、またそれらの諸資料に基づく鑑定例を紹介しました。次に、原先生が帝銀事件を例に、どのような鑑定が行われたのかを紹介しました。その後、各講師からの講義が続きました。

翌日は朝から、弁護士の今村先生が法の実務家からみた心理学鑑定を、先生が関与した事件からレクチャーされました。その後、仲先生の子どもの目撃事例についての心理学鑑定についての講義が行われました。

午後は、厳島が鑑定人となって経験した実際の事件の資料に基づき、心理学鑑定を行うという計画のもとに、参加者を複数の班に分け、 目撃供述や識別の問題点を指摘するということを行いました。

翌日は実際に前日の分析結果に基づき、問題点の整理と可能であれば鑑定実験を行う、その計画を練ってもらいました。午後は各班の鑑定の方法についての報告会を行いました。さらに全員によるディスカッションも熱く行われました。

実務家研修の講義は何回か実施してきましたが、このような3日間を使った実習も含めてのセミナーは初めての経験でしたが、サポートスタッフの強力な支援を受けて、セミナーを実施できました。また、会場も適切なサイズで、作業もしやすい環境でした。準備に当たったスタッフの方々に深謝します。





セミナー参加者からの事後の評価も高く、最初のセミナーとしては成功かなと判断しています。ただ、個々の目撃証言に関わる深い要因や他の証拠等の関係など、一つの事件における目撃供述や識別の意味を読み解く部分は実践できませんでした。入門として位置づけていていたので、今回はそれなりの成果があったと思います。今後、発展型のセミナーも考えていきたいと思いますし、研究者に限定せず、法の実務家を対象としたものも、実践していく必要があると認識しました。さらなる実施方法についての検討を加え、一層充実したセミナーを計画したいと考えています。

#### 参加者の感想

#### お茶の水女子大学大学院 博士後期課程 吉野 さやか

セミナーの開催を知り、すぐさま食指が動きました。学部・修士時代に目撃証言に関する講義を受けて以来、記憶が変容する過程や、子どもの記憶や証言を左右し得る大人の関わりに興味を持っていましたが、目撃証言に関しては初学者のため、専門家を養成するというセミナーに果たして参加して良いのか躊躇いもありました。しかし、そのような思いは受講後あっという間に吹き飛びました。院生から教授まで幅広い所属の高い知識欲を持った参加者と、法と心理学の専門家であるユーモラスな先生方が、和気藹々としかし熱気を持って集まり、ふと気づけば時間が経ち、脳が満足げに疲れている、そんな3日間でした。目撃証言における心理学の概論に始まり、先生方が実際に扱った事件の目撃証言と鑑定方法、子どもの目撃証言に関する概要と動向、心理学だけでなく法の立場からの鑑定についてなど、初学者も熟達者も充分に満足できるような構成で、他にはないとても貴重な講義を受けることができました。ハイライトは、何と言ってもグループワークとその発表討論会。3人グループ

で事例を読み解き、問題点を洗い出し、鑑定に必要な心理実験を組み立て、発表する、というものです。講義内容を踏まえて自分たちで考え応用することで、主体的に取り組むことができ、また、実際の鑑定の難しさや目撃証言に関する問題点の多さを目の当たりにすることができました。発表後に、先生方や他の参加者からその場で意見や指摘をもらえたこともまた魅力のひとつでした。まさに、生きた講義を受けることができたように思います。セミナーの内容を今後の研究にどう活かしていくかは今の私の課題ですが、有意義すぎるこのセミナーを、ぜひこれからも継続していただきたいと願います。



グループワーク中の吉野さん(右) と同じグループの赤嶺さん(左)、竹村さん(中)



## ドイツの法と心理学者、 Denis Köhler 先生を訪問して 2 (全2 回)

北海道大学大学院 教授 仲 真紀子



ニューズレターvol.4 でご紹介した、デュッセルドルフ応用科学大学 (Düsseldorf University of Applied Sciences) の法と心理学者、デニス・ケーラー教授へのインタビューの続きです。前回の記事では、先生のご専門であるサイコパスのトピックについて紹介しました。ここでは、心理学鑑定などについてご報告します。

#### 少年の査定と子どもの面接

ケーラー先生は、臨床的な心理学鑑定をしておられます。司法面接に携わることもあるか お尋ねしたところ、自分で行うことはないが、録画を見ることはあるとのことでした。そして、

事例を一つ紹介してくださいました (個人が特定されないように改変しています)。

ある少年が近所の女児に性加害をしたとされ、ケーラー先生は少年の心理学鑑定(アセスメント)を依頼されました。アセスメントを行うには、被害者がどのようなことを言っているか、被害者の面接に誘導や暗示がないか調べる必要があります(被疑者の供述と被害者の供述の信用性を査定するためです)。そこで、被害児への司法面接の録画を見せてもらったとのことでした。

その結果、面接は適切に行われており、また、女児は具体的で詳細な内容を報告しており、信用性は高いと考えられました。一方、少年には種々の心理検査を行い、性的嗜好性やポルノの所有などについても調査しましたが、少年は「全く知らない」「子どもには関心がない」と言うばかりでした。ケーラー先生はもちろん「あなたはやったでしょう」とは言いませんし、中立に査定するのみです。最後に注意深く被害者が述べた内容を示しましたが、少年は「知らない」の一点張りでした。

事件になれば、専門家証人も証言を求められます。鑑定書提出後、ケーラー先生は法廷に呼ばれるだろうと予想していましたが、結局は事件にはならなかったそうです。示談になったのでは、とのことでした。

こういった事案では心理学鑑定が重要であるにも関わらず、最近のドイツの調査によれば、鑑定が行われるのは事件の 20% くらいとのこと。事件の 8 割で「この人は再犯しないだろう」などの(科学的根拠・査定のない)直観で法的判断がなされているのは問題だ、とケーラー先生は嘆いておられました。

#### ドイツの法と心理学

さて、話はドイツの法と心理学事情に移ります。ドイツには「ドイツ心理学会」と「ドイツ応用心理学会」があり、会員数は前者が 120 人程度、後者は 700 人程度とのこと。心理学で仕事をしている人は約 4 万 5 千人とのことですが、全員が入っているわけではないようでした。

ドイツの法と心理学といえば、キール大学のコーンケン先生、ベルリン大学のシュテラー先生が有名です。しかし、コーンケン先生はもうすぐ定年、シュテラー先生も退官予定とのことで、ケーラー先生は、ポストがインパクトファクターの高い神経心理学や生物学にもっていかれてしまうのでは、と心配しておられました。供述分析で名高いウンドゥィッチ先生も昨年亡くなられ、法と心理学は少し衰退しているかもしれない・・と。けれども、ハイデルベルグ大学やボン大学の法と心理学は今でも有名とのこと。先生がおられる大学も今後重要な拠点となっていくことでしょう!

#### 心理学鑑定をする心理学者

ドイツには 16 の各地域に大学があり、その 4 つで法と心理学が教えられているそうです。各大学に法と心理学者は数人ずついて、心理学鑑定をしているのは自分も含め 10-15 人程度とのことでした。専門家証人となるのに「資格証明書」はいらないそうです。ドイツの法廷は、裁判官主導主義であり、裁判官が鑑定人を選びます。資格証明書よりも個人的なつながりで依頼されることが多く、ケーラー先生もハイデルベルグで 3 年くらい経った頃から声がかかるようになったとのことでした。

#### 実務家への研修

最後に司法面接の研修について尋ねしました。ご自身では研修を行うことはないが、キール大学にいた頃、師匠のコーンケン先生の代理で警察に研修を行ったことがあるとのこと。認知面接の研修でしたが、期間が 2 日間と短く、オープン質問の練習がやっとのことだったそうです。それでも、警察官から役に立ったと言ってもらえたということで、研修の重要性についても話されました。

以上、書ききれませんが、心に残る実りの多い訪問でした。

\* デュッセルドルフ応用科学大学の HP http://soz-kult.fh-duesseldorf.de/

3



## 札幌法と心理研究会レポート

## ΔΨΔ イベントカレンダーとお知らせ

### Gothenburg 大学・Emma 先生の講演





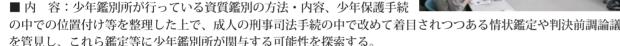
札幌法と心理研究会 8、9 月合同会として、スウェーデンより来日された Gothenburg 大学の Emma Roos af Hjelmsäter 先生をお招きし、9月24日(火)北海道大学にて、ご講演いただきました。

"Social influence and children's memory"という題目で、社会的な影響と子どもの記憶という専門的見 地から、ご講演いただきました。Emma 先生の研究は記憶の基本プロセスの特に「保持」に焦点を置き、 面接(検索)を受ける前に他者(大人・子ども)から得た情報によって、記憶がどのように変容するかを 検討するものでした。結果、子どもの報告はおおよそ正確だったが、他者(特に大人より子ども)からの 情報に大きく影響を受けることが報告されました。さらに、目撃証言などの場面で、子どもの証言がいか なる特徴を持ち、どのように役立てることができるかについて考察されました。講演開始直前まで行われ ていた「目撃証言心理学専門家養成セミナー」の若手研究者も一部参加し、若手研究者の国際的な質疑応 答も行われました。(文責:「法と人間科学・支援室」高橋)

### 各月の活動

10月23日(水)北海道大学/人文・社会科学総合教育研究棟 (W401) にて開催

- 題 目:「資質鑑別の現在とその可能性(私見)」
- 報告者: 竹田 収 氏(札幌少年鑑別所・所長)



11月27日(水)北海道大学 / 人文・社会科学総合教育研究棟 (W401)にて開催

- 題 目:「面接のありかたが証言/供述の評価および法的判断に及ぼす影響」
- 報告者:仲 真紀子 先生(北海道大学)

■ 内 容:被害者/目撃者となった子どもから、証拠的価値の高い情報を得ようとする面接法を司法面接 (forensic interview) という。この面接方法は被面接者の精神的負担を軽減し、記憶の変容を防ぐことを目指しており、原則と して1回だけ行い録画する。日本では現在のところ、録画が法廷で提示されることはないものの、録画がどう評価さ れるかは重要な問題である。ここでは面接法(オープン質問対クローズド質問)やその他の変数が、証言の評価や量刑 判断に及ぼす影響について報告する。また、本結果を法廷での尋問に拡張した結果についても併せて報告する。

12月18日(水)北海道大学 / 人文・社会科学総合教育研究棟 (W101)にて開催

- 題 目 1:「裁判員裁判に相応しい事件 --- 人々はどう思っているか」
- 報告者 1: 松村 良之 先生(明治大学)
- 内 容1:我々は、裁判員裁判制度施行前(2008年2月)と施行後(2011年2月)に、一般人サンプル に対し、刑事司法と裁判員制度に対する意識調査を行った。本報告はこの調査データに基づいたものである。
- 題 目 2:「被害者証人尋問における供述録音・録画の代用」
- 報告者 2: **緑 大輔 先生**(北海道大学)
- 内 容 2: 今年 1 月に提示された法制審議会特別部会の「時代に即した新たな刑事司法制度の構想」には、性犯 罪被害者等の捜査段階の供述の録音・録画を法廷での主尋問に代えて用いる提案が含まれている。この提案の内容 と問題点について話題提供を行う。



2014年1月30日(木)北海道大学・法学研究科棟(4階)403研究会室にて開催

- 題 目:「責任主義と刑罰の目的」
- 報告者:松村良之先生(明治大学)
- 内 容:我々は、裁判員裁判制度施行前(2008年2月)と施行後(2011年2月)に、一般人サンプルに対し、 刑事司法と裁判員制度に対する意識調査を行った。12月に引き続き、本報告はこの調査データに基づいたもので



#### 2014

→ 3月27~30日	American College of Forensic Psychology. 30th Annual Symposium in Forensic Psychology [San Diego, U. S. A.]
◎ 5月10~11日	日本法社会学会 2014 年度学術大会 [大阪大学]
○ 5月29日~6月1日	50th Annual Meeting of the Law and Society Association [Minneapolis, U. S. A.]
● 6月2~3日	7th Annual Masterclass 2014 of the International Investigative Interviewing Research Group (illRG) [Lausanne, Switzerland]
● 6月4~6日	7th Annual Conference 2014 of the International Investigative Interviewing Research Group (illRG) [Lausanne, Switzerland]
● 6月4日~8日	33rd American Society of Trial Consultants (ASTC) Annual Conference in 2014 [ Asheville, U. S. A. ]
◎ 6月14日	日本被害者学会 第 25 回学術大会 [京都産業大学]
● 6月19~22日	14th Annual Meeting of the International Association of Forensic Mental Health Services (IAFMHS) [Toronto, Canada]
◎ 6月28~29日	日本認知心理学会 第 12 回大会 [ 仙台国際会議場 ]
◎ 8月2~3日	日本司法福祉学会 第 15 回全国大会 [追手門学院大阪城スクエア、追手門学院大手前中高等学校]
→ 8月7~10日	American Psychology Association(APA) Annual Coference [Washington, D.C., U. S. A. ]
● 8月15~17日	64th Annual Meeting of the Society for the Study of Social Problems (SSSP) [San Francisco, U. S. A. ]
◎ 9月6~7日	日本犯罪心理学会 第 52 回大会 [早稲田大学・戸山キャンパス]
◎ 9月10~12日	日本心理学会 第 78 回大会 [ 同志社大学・今出川キャンパス ]
◎ 10月18~19日	日本犯罪社会学会 第 41 回大会 [京都産業大学]
◎ 10月25~26日	法と心理学会第 15 回大会 [ 関西学院大学 ]

### 2015

日本発達心理学会 第 26 回大会 [東京大学・本郷キャンパス] ◎ 3月20~22日

#### 編集後記 総括班

法と人間科学に関わる、実務家、市民、そして研究者の皆さまには、本年度も大変お世話になりました。 本年度・後期の企画でも、多くの皆さまにご協力頂き、本当にありがとうございました。3月の模擬裁判 では、100名近くの市民の皆さまにご参加いただきました。これは、過去3年間の企画で最大の参加者数 です。また、目撃証言セミナー、東京法と心理研究会では、多数の若手研究者の皆さまにご参加いただき ました。加えて、本号では紹介できませんでしたが、3月には領域合宿、犯罪学リテラシー研修も開催し、 ここでも多くの若手研究者、実務家の皆さまにご参加いただいております(内容は、次号報告いたします)。 前期に行われた実務家研修なども含め、本年度は皆さまとのインタラクティブな関係を築くきっかけに なったように感じております。



残すところ、本領域はあと2年となりました。次年度は、今年度培った皆さまとの関係を大切に、より 密な関係を築ければと考えております。どうぞ来年度も変わらぬご協力をお願い申し上げます。

(「法と人間科学・支援室」佐々木)

北大・古河記念講堂